

千葉県公安委員会規程第5号

千葉県猟銃安全指導委員の運営に関する規程を次のように定める。

平成23年11月15日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 賢二

千葉県猟銃安全指導委員の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第28条の2に規定する猟銃安全指導委員（以下「委員」という。）の運営については、法及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(活動区域)

第2条 委員の活動区域は、当該委員の住所地を管轄する警察署の管轄区域とする。

(委嘱手続)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内に居住する者で、法第28条の2第1項に掲げる要件を満たしているもののうちから、委員としての適任者を選考し、猟銃安全指導委員推薦書（別記第1号様式）により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。

2 公安委員会は、委員を委嘱するときは、猟銃安全指導委員委嘱状（別記第2号様式）を交付して行うものとする。

3 前項の委嘱をしたときは、その者の氏名、連絡先及び活動区域を警察署の掲示板に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で当該活動区域に居住する猟銃所持者その他の関係者に周知させなければならない。

(猟銃安全指導委員証及び腕章の貸与等)

第4条 公安委員会は、委員の委嘱に際して、規則第6条第1項に定める猟銃安全指導委員証（以下「委員証」という。）及び規則第6条第2項に定める腕章（以下「腕章」という。）を貸与するものとする。

2 公安委員会は、委員の任期が満了したとき、委員が辞職したとき又は解嘱したときは、委員証及び腕章を返納させなければならない。

(委員証及び腕章の亡失等の届出)

第5条 公安委員会は、委員が委員証及び腕章を亡失し、若しくは盗み取られたとき又は委員証及び腕章を滅失したときは、速やかに猟銃安全指導委員証・腕章亡失等届出書（別記第3号様式。以下「亡失等届出書」という。）を提出させなければならない。この場合において、委員証及び腕章の再貸与の申請は、亡失等届出書にその旨を付記して行わなければならない。

(解嘱手続)

第6条 署長は、委員が法第28条の2第7項に該当すると認められるときは、猟銃安全指導委員解嘱上申書（別記第4号様式）により、公安委員会に当該委員の解嘱を上申するものとする。

2 公安委員会は、規則第8条の規定による弁明の機会の付与を行う場合には、猟銃安全

指導委員解嘱通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

3 公安委員会は、委員を解嘱するときは、猟銃安全指導委員解嘱書（別記第6号様式。以下「解嘱書」という。）を交付するものとする。ただし、当該委員の所在が不明であるため解嘱書を交付することができないときは、その交付に代えて公示送達するものとする。

4 公安委員会は、委員を解嘱したときは、速やかに当該委員の氏名及び活動区域並びに解嘱した日について、警察署の掲示板に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で当該活動区域に居住する猟銃所持者その他の関係者に周知させるものとする。

（辞職手続）

第7条 公安委員会は、委員から辞職する旨の申し出があった場合は、猟銃安全指導委員辞職届出書（別記第7号様式）を提出させるものとする。

2 公安委員会は、前項の辞職を認めるときは、猟銃安全指導委員辞職承認書（別記第8号様式。以下「辞職承認書」という。）を交付するものとする。

3 公安委員会は、委員の辞職を承認したときは、速やかに当該委員の氏名及び活動区域並びに辞職を承認した日について、警察署の掲示板に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で当該活動区域に居住する猟銃所持者その他の関係者に周知させなければならない。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の運営に関し必要な事項は、千葉県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

以下別記様式省略